様式９[第１３条・第１４条関係]

〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

高知県公立大学法人理事長　様

平成　　年　　月　　日

高知県公立大学法人

* ○ ○ ○長

　あなたが平成　　年　　月　　日にされた〔育児・介護〕短時間勤務の申出について、高知県公立大学法人職員の育児・介護休業等に関する規程に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　短時間勤務の期間等 | ・適正な申出がされていましたので申出どおり平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日ま　で短時間勤務をしてください。・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を平成　　年　　月　　日にしてください。・あなたは以下の理由により対象者でないので短時間勤務をすることはできません。  |
| ２　短時間勤務期間の取扱い等 | (1)短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。　 　始業（　　時　　分）　　　終業（　　時　　分） 休憩時間（　　時　　分～　　時　　分（　　分））(2)短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。(3)退職金の算定に当たっては、短時間勤務期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。 |
| ３　その他 | 　お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事部あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後２週間以内の日を理事長等と話し合って決定していただきます。 |